

## 令和4年第2回（5月）上牧町議会臨時会会議録

### 議 事 日 程

令和4年5月11日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第1号 専決処分報告について  
上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 4 報第2号 専決処分報告について  
上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 5 報第3号 専決処分報告について  
上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 報第4号 専決処分報告について  
令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について
- 第 7 報第5号 専決処分報告について  
令和4年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について
- 第 8 議第1号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 第10 議第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第4号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第5号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 第13 議第6号 上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第7号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について

### 本日の会議に付した事件

第1から第14まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 5 議長の辞職の許可について
- 追加日程第 1 6 議長選挙について
- 追加日程第 1 7 副議長の辞職の許可について
- 追加日程第 1 8 副議長選挙について
- 追加日程第 1 9 常任委員の選任について
- 追加日程第 2 0 議会運営委員の選任について
- 追加日程第 2 1 常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査につ  
いて
- 追加日程第 2 2 議席の変更について
- 追加日程第 2 3 議員の派遣について

---

出席議員（12名）

1番	遠山健太郎	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	服部公英
7番	富木つや子	8番	康村昌史
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之
企画財政課長	中本義雄	税務課長	木下優子
生き生き対策課長	林栄子		

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定数に達しておりますので、令和4年第2回上牧町議会臨時会を開会いたします。

本日、臨時会が開会されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚くお礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（吉中隆昭） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和4年第2回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早朝よりお集まりいただき、誠にありがとうございます。

4月26日に、上牧町、日産自動車株式会社、奈良日産自動車株式会社の3者により、電気自動車及び再生可能エネルギーを核とした災害に強いカーボンニュートラルな地域づくりに係る包括連携協定を締結いたしました。また、当日、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、庁舎玄関前で行いました電気自動車を使った給電デモンストラーションにご参加いただき、誠にありがとうございました。本協定の締結に伴い、現在全国的な課題となっている環境負荷の低減や町の防災訓練、また災害を起因とする停電が発生した際に、電気自動車を販売会社から借用し、継続して電力供給ができる体制を構築し、安全・安心な住民の暮らしを守るために、防災対策、減災対策に万全を講じ、しっかりと危機管理

に取り組んでいきたいと考えております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明させていただきます。

報第1号から報第5号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

内容につきましては、報第1号は、地方税法等の一部改正に伴う上牧町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

報第2号は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による減免について、令和4年度も継続実施する方針が示されたことに伴い、上牧町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

報第3号は、地方税法等の一部改正に伴い、上牧町税条例の一部を改正するものでございます。

報第4号は、令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）についてでございます。

報第5号は、令和4年度上牧町一般会計補正予算（第1回）につきまして、58万円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億980万4,000円とさせていただいております。内容といたしましては、損害賠償請求調停事件に係る弁護士委託料でございます。

議第1号から議第5号につきましては、人事院勧告に伴う法律等の一部改正に伴い、上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

議第6号は、不燃ごみ等中継施設の設置に伴い、上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の一部を改正するものでございます。

議第7号は、令和4年度上牧町一般会計補正予算（第2回）につきまして、430万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億1,411万3,000円とさせていただいております。

内容といたしましては、歳入につきましては、国庫支出金の保健衛生費補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として、430万9,000円を計上しております。歳出につきましては、衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種4回事業費として、430万9,000円を計上しております。

いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議の上、承認、議決賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

---

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（吉中隆昭） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

東議会運営委員長。

（議会運営委員長 東 充洋 登壇）

○議会運営委員長（東 充洋） おはようございます。それでは、議会運営委員会のご報告をさせていただきます。

本日、令和4年5月11日招集の第2回上牧町臨時会の運営につきまして、5月9日午前10時より、全委員出席の下、議会運営委員会を開会いたしました。

臨時議会への町提出議案は、報第1号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報第2号 専決処分報告について、上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、報第3号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例について、報第4号 専決処分報告について、令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について、報第5号 専決処分報告について、令和4年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、議第1号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、議第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第4号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議第5号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の一部を改正する条例について、議第7号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について、専決処分報告5件、議案7件が提出されました。

議会運営委員会は、初めに、提出議案について、各常任委員会に付託を行うか、それとも全ての議案を本会議審議にするかについて審議いたしました結果、全ての議案について本会議審議とするということに全委員異議なく決しました。

次に、会期について審議し、全委員、本日5月11日の1日間と全委員異議なく決しました。

また、5月臨時議会は、議長、副議長をはじめとする役員選出について、町提出議案終了

後に行うことを全員異議なく決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

---

◇

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、東議員、3番、上村議員を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定について

○議長（吉中隆昭） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 報第1号 専決処分報告について説明いたします。

専第2号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和4年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

今回の改正につきましては、主に2つございます。

まず1つ目でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴う国民健康保険税の賦課限度額の改正でございます。

2つ目が、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者世帯に対しまして減免措置を講じているところでございますが、令和4年3月14日付、厚生労働省保険局国民健康保険課、総務省自治税務局市町村税課の事務連絡により、令和4年度も減免措置を実施する方針が示されたことに伴う対象期間の延長の改正でございます。

それでは、改正内容について説明いたします。

第2条及び第23条では、基礎課税額、医療分の課税限度額63万円を65万円に、後期高齢者支援金等課税額、支援分の課税減額額19万円を20万円に引き上げるものでございます。なお、介護納付金課税額、介護分につきましては据置きとなります。

附則第2項では、同条中を同項中に改め、規定の適正化を行っております。附則第15項では、令和元年度分から令和3年度分までを令和3年度分及び令和4年度分に、令和2年2月1日から令和4年3月31日までを令和4年4月1日から令和5年3月31日までに改めるものでございます。これにより、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある令和4年度分の保険税について減免措置を講じるものでございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行する必要があるため、専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。



（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



#### ◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 報第2号 専決処分報告についてご説明いたします。

専第3号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和4年度における減免措置に対する財政支援が継続実施すると、令和4年3月14日付、厚生労働省事務連絡により示され、現状、令和4年3月31日までの期間となっているため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正内容といたしましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる介護保険の第1号保険料の減免について、令和4年度分も継続実施とし、減免期間を1年間延長するものでございます。附則第7条第1項中の令和元年度分から令和3年度分までを令和3年度分及び令和4年度分に、令和2年2月1日から令和4年3月31日までを令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、令和2年2月1日以降にを令和4年4月1日以降に、同年2月1日前を同年4月1日前に改めたものでございます。

この条例は令和4年4月1日から施行するものとし、令和4年3月31日付で専決処分とさせていただきますので、ご報告申し上げます。

以上が今回の改正内容となります。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



### ◎報第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第5、報第3号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 報第3号 専決処分報告について説明いたします。

専第4号 上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことから、上牧町税条例につきましても、適用日までに条例の一部を改正する必要がございますので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和4年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

今回の地方税法等の改正で、令和4年4月1日に施行された主な内容といたしましては、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例について、適用期間の延長、下水道除外施設の特例割合の改正と、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特定割合を定める規定の創設、また土地に係る固定資産税の負担調整措置について、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする改正となっております。

それでは、法改正に伴い、改正いたしました上牧町税条例の内容につきまして、説明いたします。

第48条第9項及び第15項につきましては、地方税法第321条の8に項が追加されたことによる項ずれの改正でございます。附則第10条の2につきましては、わがまち特例の割合についての規定で、文言の改正、項の削除など、法改正に合わせた項ずれの改正でございます。第2項では、下水道除外施設の特定割合を5分の4に改正するものでございます。第25条では、所有機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特例割合を4分の3とするものでございます。附則第10条の3につきましては、第9項及び第11項で、法改正に合わせた文言の改正でございます。附則第12条につきましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、景気回復に万全を期すため、激減緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする措置を講ずるための改正でございます。

附則では、第1条で、この条例の施行期日を法改正の施行に合わせ、令和4年4月1日としております。第2条では、固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



### ◎報第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第6、報第4号 専決処分報告について、令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 報第4号 専決処分報告について説明いたします。

専第5号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）につきまして、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和4年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、専決処分させていただいた補正予算の内容について説明いたします。歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ増減はございません。

次に、補正予算に関する説明書3ページ、4ページ、歳出で、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費で358万9,000円を増額計上し、款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費で同額の358万9,000円を減額計上いたしております。保険給付費に関しましては、新型コロナウイルス感染症拡大の受診控えの反動もあり、医療費が想定以上の高い伸びとなりました。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



#### ◎報第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第7、報第5号 専決処分報告について、令和4年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 報第5号 専決処分報告について、ご説明いたします。

専第6号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第1回）につきましては、上牧町を相手方とし葛城簡易裁判所に対し損害賠償請求調停申立書が提出され、裁判所より調停期日呼出状が届いたことにより、顧問弁護士に法律事務の処理を委任するための契約を締結する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和4年4月1日に専決処分させていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億980万4,000円としております。説明書6ページ、7ページで、総務費で弁護士委託料58万円を、財源といたしまして、説明書4、5ページにございます財政調整基金を同額繰入をしております。繰入れ後の基金残額につきましては、8億3,429万6,000円となっております。

次に、委任契約期間や今後の委任契約に伴う報償金及び実費等の額が分からないことから、第2表債務負担行為を行っております。

以上の内容で専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



#### ◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第8、議第1号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第1号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和3年の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が一部改正され、令和4年4月13日に公布されたことから、この法律の一部改正に準拠して、議会議員の期末手当支給割合等について、所要の改正を行うもので

ございます。

改正内容といたしましては、第4条第2項中の議会議員における期末手当の支給割合を100分の5引き下げるもので、100分の162.5を100分の157.5に改めるものでございます。

附則1では、この条例は公布の日から施行するとしております。附則2では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年の人事院勧告を受けての改正であることから、改正後の令和4年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に162.5分の10を乗じて得た額を減じた額としております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

---

◇

**◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長（吉中隆昭） 日程第9、議第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和3年の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が一部改正され、令和4年4月13日に公布されたことから、この法律の一部改正に準拠して、特別職の職員で常勤のものの期末手当支給割合等について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、第66条中の特別職における期末手当の支給割合を100分の5引き下げるもので、100分の167.5を100分の162.5に改めるものでございます。

附則1では、この条例は公布の日から施行するとしております。附則2では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年の人事院勧告を受けての改正であることから、改正後の令和4年6月に支給する期末当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額としております。

以上が今回の条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。





◎議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第10、議第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和3年の人事院勧告を受けて、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が一部改正され、令和4年4月13日に公布されたことから、この法律の一部改正に準拠して、一般職の職員の期末手当支給割合等について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第15条第2項中、職員の期末手当の支給割合を100分の7.5引き下げるもので、100分の127.5を100分の120に改めるものでございます。同条第3項におきましては、再任用職員の期末手当の支給割合を100分の5引き下げるもので、100分の72.5を100分の67.5に改めるものでございます。

附則1では、この条例は公布の日から施行するとしております。附則2では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年の人事院勧告を受けての改正であることから、改正後の令和4年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、再任用職員以外の職員については127.5分の15を乗じて得た額を、再任用職員については、72.5分の10を乗じて得た額をそれぞれ減じた額としております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 私は、この一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行いたいと思います。

まず、反対の理由の1つは、安倍内閣から今日に至るまで、一般の住民の方々の給与を引き上げるといふ公約を述べてこられたわけですね。ところが、コロナという特殊な事情もあるかも知れませんが、この間、我々、上牧町の職員の方は、このコロナに対応する、一般の方々の収入は減ったというものの、我々の職員の方は、この間本当に住民のために全力を尽くしてこられたというふうに思うんです。部長職から、また一般職の方まで、本当に連日奮闘されてきたと。それによって、上牧町も安全な町と言えるような、そのような町になっているのではないかと。私は心から感謝しているところなんです。そういうふう非常に頑張ってこられた方々の給与を減らすなんていうことは到底認められるものではないというふう思うんです。

人勸という名の下ですが、ところが、政府はこれについて賛成をしたわけなんですけれども、しかし、政府の言っていることとは全く違うことを行っているということなんです。日本の経済は、当然一人一人の個人の消費によって経済が支えられているのが原則ではないですか。そういう状況の下で、企業の内部留保の総額というのは一体幾らあると思いますか。475兆161億円なんです。こういうお金がため込まれているんです。このお金を一人一人の社員の方に給与として分配するならば、国民の方々の所得が減ったというようなことはあり得ないんです。

ところが、この間、大もうけをしている企業は多々あるにもかかわらず、この内部留保を取り崩すなんていうようなことはしていない。反対に積み上げているという状況じゃないですか。それによって、地方公務員、地方公務員というのは全国に何名いてると思いますか。800万人いてると言われているんです。この人たちの給与を、例えばここで一般職、いろいろ書かれているんですけど、例えば減額、少ないほうで3万790円ですか、上牧町の場合は、多い方で5万6,972円減額されるというふうになっているんです。一体どれだけの金額が積み上げられると思いますか、この人勸に沿って減額されれば。おかしいじゃないですか。私は、国の言っていることは全く筋が通らないということを強調したいと思うんです。ましてや、上牧町の職員の方は、本当に時間外、時間外で追われて、この間、対処されてきたという状況を踏まえても、減額するということに対しては、到底許されるものではないということを強く主張して、反対の討論といたします。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで討論は終わります。

これから採決いたします。採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

(起立多数)

○議長（吉中隆昭） 起立多数です。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



#### ◎議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第11、議第4号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第4号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和3年の人事院勧告を受けて、国家公務員の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律が一部改正され、令和4年4月13日に公布されたことから、この法律の一部改正に準拠して、一般職の任期付職員の期末手当支給割合等について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第8条第2項中、特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の5引き下げるもので、100分の167.5を100分の162.5に改めるものでございます。

附則1では、この条例は公布の日から施行するとしております。附則2では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年の人事院勧告を受けての改正であることから、改正後の令和4年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額としております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 石丸典子です。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正ですけれども、さきの議案等と同じ、人勧による削減ですけれども、上牧町における現在の任期付職員ということで、この期末手当が対象になる方はいらっしゃいますか、職種と。その説明をお願いいたします。資料では、一般職の例で書かれているんですけれども、現在、この条例の対象となる方がいらっしゃるかどうかということと、職種をご説明ください。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今回の改正といえますか、今回改正させていただいたのは特定任期付職員でということですが、この分についての該当者はいらっしゃいません。ただ、この法律第2条第2項に基づく専門的任期付職員ということで、7名の方がいらっしゃいます。職種といたしましては、学校指導主事、社会教育指導主事、危機管理監、舞台技術専門員、通級指導等指導員、保育士と水道技術員、計7名でございます。

○10番（石丸典子） はい、分かりました。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員、よろしいですか。

○10番（石丸典子） はい、分かりました。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第12、議第5号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第5号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

上牧町の一般職の職員の給与に関する条例を一部改正することに伴い、同条例の期末手当を準用する会計年度任用職員の令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、附則第1といたしまして、同項に見出しをつけまして、施行期日としております。次に、第1項を加え、2といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、上牧町の職員の給与に関する条例の一部改正することに伴い、令和4年6月に支給する期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額としております。

この条例は公布の日から施行する。

以上が今回の条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 10番、石丸典子です。

上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、人勸に伴い、削減とする同じ内容ですけれども、人勸の資料で、ナンバー4-2のところを出していただいておりますけれども、上牧町においては、この会計年度任用職員さんというのは160人ぐらいいらっしゃるかと認識をしているところですが、この期末手当の支給の対象となる人数と、この中にはどういう職種の方がいらっしゃるかということをご説明ください。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 対象となる職員、令和3年度で期末手当を支給させていただいている職員が大体90名ぐらいでございます。この中にはいろいろ職種等がございまして、一般事

務をしていただいている者、もしくは学校の給食であったり用務員等ということで、一定限度、正職と同じような勤務時間に従事していただいている方々が対象となっております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 上牧町においては、町立保育所の保育士さんであるとか、学童保育の支援員さん等もこの中に入っていると思われませんが、その認識でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 対象とはさせていただいておりますが、場合によっては、本人さんの扶養手当等の加減がありまして、時間等を一部制限されている方につきましては、一定限度の勤務時間がないと該当者にはなりませんので、場合によっては該当されない方もいらっしゃるかと認識しております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 現在では、じゃ、この期末手当の削減で影響される方はいらっしゃらないという認識でよろしいですか。これ、3月の予算議会でも取り上げたんですけども、政府がケア労働者の処遇改善を行うということで、この保育士等の処遇改善の事業補助というのが行われましたけれども、町立の保育士さんであるとか、また学童保育の支援員さんの処遇改善については、ほかの職員さんとの兼ね合いもあるので、改善を行わないということで据え置かれています。ところが、今回、人勧によって削減となれば、この処遇改善に逆行するという観点からお聞きをしているんですが、それはいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） その分につきましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部に、第22条に期末手当についてということで規定がございます。この中で、任期が6か月以上のパートタイムの職員で、1週間当たりの勤務時間が著しく短い者は除くというふうなことで、この短い時間というのが、大体週15.5時間以内であれば、最初から支給の対象外ということになっておりますので、場合によっては、学童保育員さんでありましたり放課後児童支援員さんに等におきましたら、勤務時間の状況によっては、最初から期末手当の支給に該当されない方がいらっしゃるのかなということは認識しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） ご本人さんの働き方で時間が変わってくるというのは理解しました。ところが、条例でこういうふうな削減の改正ですので、コロナ禍でケア労働に携わる方、

介護職であるとか看護であるとか保育士さんとか学童指導員さんの処遇改善が必要だということで、国のほうで補助金の制度ができてはいるわけですが、これは、公立ではなかなか改善ができていないというのを言われていますけれども、やはりこういうケア労働の方の処遇改善の観点からしたら、今回の人勧による期末手当の削減は逆行すると思いますので、この件については容認できないという観点での質問です。

以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 石丸典子です。

上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

反対の理由は、まず1つは、一般職の給与等でも東（ひがし）議員のほうから述べられましたけれども、給与を削減するということは経済の立て直しに逆行するということで、消費を高めるということからも、個人の消費、給料を上げていくということが今求められているという観点が1つ。

もう1つは、ケア労働者の処遇改善をするという観点に逆行しているということの2点を反対の理由といたします。

以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

康村議員。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） 議第5号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

理由といたしまして、コロナ禍での自民党・公明党政権は、赤字国債を発行してでも国民全体を守るよう努力されており、今やっとコロナ禍から脱出しようとしております。また、自民党・公明党政権は、コロナ禍の撲滅、ウィズコロナ、またロシアのウクライナ侵攻に対しても毅然とした態度で向き合っております。また、これらの難題と並行して経済の発展に

も努め、給料の引上げについても尽力しております。

以上、賛成の討論といたします。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで討論は終わります。

これから採決いたします。採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

（起立多数）

○議長（吉中隆昭） 起立多数です。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



#### ◎議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第13、議第6号 上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第6号 上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、不燃ごみ等中継施設が令和4年4月28日に建設工事が完了し、建物の引渡しを受けたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。

第1条中及び同項第2号を、乙、同項第2号に改め、事業系一般廃棄物の次に、及び同項第4号に規定する資源物を加え、第2条の表に、名称を不燃ごみ等中継施設、位置を上牧町大字上牧1719番地1を加えるものでございます。

また、この条例は令和4年6月1日から施行するとしております。

以上が、上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。



質疑はございませんか。

遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 1番、遠山健太郎でございます。

議第6号 上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の一部を改正する条例について、何点か質問させていただきます。

まず、今施設名がありました。4月28日に竣工された不燃ごみ等中継施設を加える条例改正ということで、今回、竣工に先立ちまして、4月21日の木曜日の午前10時から内覧会をしていただきまして、理事者の皆様、そして施工業者の方々にご案内を頂きました。そのときには大変お世話になりまして、ありがとうございました。

そのときに思ったことが少しありまして、ああいう施設というのは大変大事な施設で、住民の方々にとっても関心のある施設、逆に関心を持っていただかなければいけない施設という中で、我々議員は住民の代表なので、代表として行かせてもらったと思うんですけど、稼働してしまったら難しいので、私、そのとき思ったのは、学校の児童、生徒も一度内覧というわけではないんですけど、こういう形で施設ができた、ごみの分別はこうやってやるんだよということ認識するために、教育委員会ともタイアップしていただきながら、生徒、児童の方に見ていただくということも必要ではないかなというふうに思いました。これはちょっと質問と関係がない話になるんですが。

という意味で、あそこに大きな施設ができたということは、住民の方々はおよそ認識を、通る方だったら分かると思うんですが、具体的にあの施設が何に使われるのかということはいま一度ここでご説明いただきたいと思います。具体的に、ごみの種別ごと、家庭で出すごみがどの施設で積替えをされるのか。上牧町に排出されるごみというのは、上牧町にある条例で、上牧町廃棄物の処理及び清掃に関する条例というところで、家庭系廃棄物、事業系一般廃棄物、そして資源物と大別されているんですけど、その中でも、住民の方に分かりやすいように家庭用の話で絞ると、家庭から出るごみというのは、いわゆる可燃ごみと言われる黄色のごみ袋で出すもの、そして不燃ごみという緑のごみ袋で出すもの、それと、数年前に改正になりました、半透明もしくは透明で出すプラスチックのごみ、あとはペットボトルとか瓶、缶、あと紙類とあると思うんですけど、それぞれの施設で、可燃ごみの黄色の袋のものは今まであったもので、ここで積替えされると分かるんですが、そのほかの緑のごみ袋のものとか、要はリサイクルされるもの、いわゆる資源物、これがどちらの施設によって積替えされるのか、その辺り説明をまずお願いできますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） ただいまの質問でございます。

今、議員申されましたように、可燃ごみというところで、黄色のごみ袋は以前のとおり、可燃ごみ等中継施設のところで積替えの処理を行っておるといふことと、今回新たに不燃ごみ等中継施設というのを建設させていただきました。これにつきましては、緑のごみ袋といったことで、不燃ごみを対象といたしまして、それとプラス資源ごみにといふことで、缶、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装等々の資源物のごみを積み替えるといふような施設を建設しているといふところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） よく分かりました。

なので、今回の名称が不燃ごみ等となっているのは、この「等」に恐らく資源物といふのが含まれるといふ認識で、住民の方々もこれで理解ができるかなといふふうに思います。

もう1点、ちょっと質問させていただきたいのが、ちょっと関連になるかもわからないんですが、このごみ中継施設等もありますけども、上牧町で、一般廃棄物の処理基本計画といふのが平成30年の3月に策定されていると思います。こちらに、19ページといふところがあるんですけども、表の3-6に、上中の、今回施設を造る前の段階でのストックヤードのことがありまして、今回、資源ごみ等中継施設が設置されたことに伴って、この基本計画の見直しをされるかどうかといふのをちょっと伺いたいなど。

基本計画を見ますと、平成30年、2018年に制定されて、中間目標目安が2年後、2024年を目安にしているといふことなんですけども、今回、大きな変更ではないのかなといふふうに思うんですけども、この辺りの一般廃棄物処理基本計画の見直し等についてはどう考えられているのか教えていただけますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員ご指摘のごみ処理基本計画の見直しの件についてでございます。

これは、おおむね5年で見直すといふところの部分では記載させていただいておりますが、今おっしゃられましたように、中間年度の2024年、令和7年に一応見直すといふ計画を立てておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ということは、今回、ストックヤードが廃止になり、不燃ごみ等中継

施設が設置されたことに伴う基本計画の見直しというのは基本行わないという認識でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 基本計画については、そこは中間の見直しのときに変更していこうというように考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 詳しい説明ありがとうございました。

私のほうから以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） この条例とはちょっとかけ離れた質問になるんですけども、今、旧の焼却場を解体していますよね。あそこは、ダイオキシンとかそういう特異な解体となるということで、費用も非常に高くついていたのではないかというふうに思うんですけども、昨日見たんですけども、ダイオキシンを小学校とかそういうときにやったときのダイオキシン対策として、前から囲ってしまって、外には漏れないというような形で工事をされてきたというのがダイオキシンの工事としてのイメージがあるんですけども、今そういうふうな形にはなっていないんですけども、あれはあれでいいんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 解体工事につきましては、今現在進んでおるところでございますけども、実際、今議員指摘されましたように、焼却場施設の囲いについては、まだその段階に至っていないという状況でございますので、今後は、解体するときにはきちっと囲って、ダイオキシン対策もきちっとさせていただきながら解体させていただくと、こういう運びになっていると思います。

○11番（東 充洋） 了解しました。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

服部議員。

○6番（服部公英） 私も、上牧町ごみ中継施設設置条例に直接関係ない話になるんですけども、一般家庭廃棄物の燃えるごみとか、家庭に販売している黄色の袋が足りないようになっている市町村が各地で出ているらしくて、上牧町でも以前にそういうことが起こったので、今後またそのようなことが起こらないような対策をしているのか、在庫を確保しているのか、

その点だけ1点質問します。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、その在庫の話でございます。若干不足が生じておる袋もあるというのはお聞きしております。ですけど、今回、そういった対策ということで、新たに今年度、予算を多く取らせていただきまして、ある程度の在庫を抱える形でストックしていこうという対策を取っておりますので、今後はそういうことがないというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



#### ◎議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第14、議第7号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第7号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について説明いたします。

補正予算（第2回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430

万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億1,411万3,000円とするもの  
でございます。

今回の補正予算の内容は、厚生労働省より、令和4年3月25日付で、新型コロナワクチン  
追加接種（4回目接種）の体制確保についての通知を受け、4回目接種対象者への接種券発  
送等に伴う事業費といたしまして、説明書6、7ページ、説明欄、衛生費で、新型コロナウ  
イルスワクチン接種事業費を、財源といたしまして、説明書4、5ページ、説明欄、国庫支  
出金で、新型コロナウィルスワクチン接種体制確保事業補助金をそれぞれ430万9,000円補正  
計上させていただいたものでございます。

以上、補正予算の概要を説明させていただきました。よろしくご審議の上、議決賜ります  
よう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） 7番、富木でございます。

少し教えていただきたいと思います。

まず、今回、厚生労働省からということで、事務連絡で、4回目の接種の体制確保という  
ことで、今回上牧町でも行われるということでございますが、この資料、議員懇談会にもあ  
りましたし、ナンバー1も提示をしていただいておりますが、聞きたいことは、このワクチ  
ン、もう少し詳細を知りたいので、確認とご説明を頂きたいと思います。

ワクチンの種類、これまでどおりファイザー社なのか、それから経過期間について、少し  
縮まった形になっているかと思いますが、その辺と、それから対象者、これ、3回目、ワク  
チンを受けられた方、これ、間違っていたら訂正してください。3回目で1万1,000人という  
ことでお聞きをしたかと思います。その点について。それから、これ、60歳以上に今回なっ  
ていますけど、以前65歳ということになっていたかと思います。それで、順番については60  
歳以上ということで、あと医療従事者等についてはどのような形になっているのか、その辺  
のもろもろのご説明、詳細いただければと思います。お願いします。

○議長（吉中隆昭） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） それでは、ワクチンの種類から説明をさせていただきます。

上牧町の実施をさせていただくワクチンは、武田／モデルナ社のワクチンと、あとファイ  
ザー社製のワクチンと2種類を取り扱うこととなります。今、新しいワクチンが2種類出て

おりますが、それは、県内で一、二か所の確保ということで、上牧町では実施いたしません。

それと、経過期間でございます。先月、4月27日に厚生労働省の審議会の結果で、3回目の接種後5か月を経過したら打つことができるというふうに、1か月間短縮されております。今回の4回目の接種につきましても、3回目終了から5か月で接種ができるというふうに変っております。

それと、次に対象者でございますが、対象者は、私ども、3月25日時点では全員を対象にすることを考えよという指示があったんですけども、厚生労働省の審議会の結果では60歳以上と言われております。60歳以上の方と、あと18歳以上59歳までの方は、基礎疾患をお持ちの方で、基礎疾患も、以前上牧町でしたら、7月頃に優先接種ということで、基礎疾患の疾患の一覧等を皆様にご紹介をさせていただきました。大筋、今回もそういったことで基礎疾患という方が指定をされております。

それと、医療従事者でございますが、医療従事者枠という優先枠はもうなくなりました。ですので、もう60歳以上、あとは基礎疾患という形で実施をさせていただく予定でございます。

今のところ、以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。

そしたら、医療従事者の枠というのはなくなりましたので、この60歳以上の中でしていただくということで。そしたら、何か聞くところによると、ほかの県では、医療従事者の方は実費でというような話も、ちょっと少し情報もあったかと思うんですが、そこら辺は別に、同じような形でいかれるということによろしいですね。

○議長（吉中隆昭） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 60歳以上というくくりで、あとは若い方で基礎疾患をお持ちの方という申請をしていただければ、そこで接種券を発行させていただいて、打っていただくという形は皆様と同じでございます。

○7番（富木つや子） 分かりました。

○議長（吉中隆昭） よろしいですか。

○7番（富木つや子） はい。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時19分

○副議長（遠山健太郎） 再開いたします。

議長、吉中隆昭君から議長辞職願が提出されております。

お諮りします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第15として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第15として議題といたします。

吉中君の退場を願います。

（12番 吉中隆昭 退場）



◎議長の辞職の許可について

○副議長（遠山健太郎） 追加日程第15、議長の辞職の許可について。

議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（森本朋人） 令和4年5月11日。

上牧町議会副議長、遠山健太郎殿。

上牧町議会議長、吉中隆昭。

辞職願。今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○副議長（遠山健太郎） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

吉中君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、吉中君の議長辞職を許可することに決しました。

吉中君、入場願います。

（12番 吉中隆昭 入場）

○副議長（遠山健太郎） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第16として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第16として議題といたします。

---

◇

### ◎議長選挙について

○副議長（遠山健太郎） 追加日程第16、議長選挙について。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。



(「投票」と言う者あり)

○副議長(遠山健太郎) 投票という声が上がりましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(遠山健太郎) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に上村議員、木内議員、石丸議員の3名を指名いたします。よろしく願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

(投票用紙配付)

○副議長(遠山健太郎) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(遠山健太郎) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長(遠山健太郎) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番のほうから順番に投票を願います。

(投票)

○副議長(遠山健太郎) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(遠山健太郎) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長(遠山健太郎) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、吉中隆昭君8票、遠山健太郎君4票。

以上のとおりであります。

この選挙における法定得票数は3票であります。よって、吉中隆昭君が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(遠山健太郎) ただいま議長に当選されました吉中隆昭君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

議長に当選されました吉中隆昭君より、議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

吉中隆昭君。

(12番 吉中隆昭 登壇)

○12番(吉中隆昭) ただいま、上牧町議会恒例の議長改選において、昨年に引き続き、私、吉中隆昭を議長に選んでいただいた議員の皆さん、ありがとうございました。心よりお礼申し上げます。

我々の議会は、議員の皆さんと理事者の皆さんのご理解とご協力によって、いろいろな問題をバランスよく解決してきた議会だと思っています。今後も、今まで同様に、議員と理事者がお互い知恵を出し、協力し合いながら、町民に分かりやすくバランスのよい議会にしたいと思っておりますので、今まで以上のご協力を議員と理事者の皆さんにお願いを申し上げまして、議長引受けを承諾させていただきます。

また、今の世の中は、いまだに新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えず、新型コロナウイルス感染拡大防止策をしながらの議会となると思いますが、新型コロナウイルス感染拡大収束まで我慢しましょう。

本日はどうもありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。(拍手)

○副議長(遠山健太郎) 議長が選ばれましたので、議長と交代いたします。

議事運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

副議長、遠山君から副議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第17として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第17として議題といたします。

遠山君の退場を願います。

（1番 遠山健太郎 退場）



#### ◎副議長の辞職の許可について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第17、副議長の辞職の許可について。

副議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（森本朋人） 令和4年5月11日。

上牧町議会議長、吉中隆昭殿。

上牧町議会副議長、遠山健太郎。

辞職願。今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

遠山君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、遠山君の副議長の辞職を許可することに決しました。

遠山君、入場願います。

（1番 遠山健太郎 入場）

○議長（吉中隆昭） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第18として選挙を行いたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第18として議題といたします。



### ◎副議長選挙について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第18、副議長選挙について。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（吉中隆昭） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に東（あずま）議員、牧浦議員、東（ひがし）議員の3名を指名いたします。よろしく願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（吉中隆昭） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(吉中隆昭) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番のほうから順番に投票を願います。

(投票)

○議長(吉中隆昭) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(吉中隆昭) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、康村君8票、石丸君4票。

以上のおりであります。

この選挙における法定得票数は3票であります。よって、康村君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(吉中隆昭) ただいま副議長に当選されました康村君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

副議長に当選されました康村君より、副議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

康村君。

(8番 康村昌史 登壇)

○8番(康村昌史) このたび、副議長に選出されました康村昌史でございます。引き締まる思いで、この重責を全ういたします。本当にありがとうございます。

今後は、議長とともに、また議長を支えながら、議会運営がスムーズにいくよう頑張ります。

す。また、理事者側との連絡を密に取りながら、住民の生命と財産を守るため、精いっぱい頑張りますので、何とぞ皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。(拍手)

○議長(吉中隆昭) 康村君が副議長当選を承諾されました。どうもありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は1時30分。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時30分

○議長(吉中隆昭) それでは再開いたします。

再開したすぐでございますが、暫時休憩したいと思います。大変申し訳ございません。再開は2時からします。お願いします。

休憩 午後1時30分

再開 午後2時00分

○議長(吉中隆昭) 再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員の任期が満了となりますので、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第19として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第19として議題といたします。

————— ◇ —————

#### ◎常任委員の選任について

○議長(吉中隆昭) 追加日程第19、常任委員の選任について。

常任委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任につきましては議長一任と決しました。

それでは、私のほうから指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第2条に規定されておりますので、念のため申し添えます。

総務建設常任委員に、遠山議員、東(あずま)議員、上村議員、木内議員、東(ひがし)議員、吉中議員、以上6名を、文教厚生常任委員に、牧浦議員、竹之内議員、服部議員、富木議員、康村議員、石丸議員、以上6名をそれぞれ選任いたします。ただいま各常任委員を選任いたしましたので、各常任委員会におかれましては委員長及び副委員長を互選の上、私のほうに報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

お諮りいたします。

議会運営委員の任期が満了となりますので、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程20として議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第20として議題といたします。

---

◇

### ◎議会運営委員の選任について

○議長(吉中隆昭) 追加日程第20、議会運営委員の選任について。

議会運営委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任につきましては議長一任と決しました。

それでは、私のほうから指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第4条の2第2項に規定されておりますので、念のため申し添えます。

議会運営委員に、上村議員、竹之内議員、服部議員、富木議員、木内議員、東(ひがし)議員、以上6名を選任いたします。

ただいま議会運営委員を選任いたしましたので、議会運営委員会におかれましては委員長及び副委員長を互選の上、私のほうに報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

この際、IT会議、広報委員会につきましても、ほかの委員会同様選任したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

委員の選任については、どのような方法にすればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、委員の選任につきましては議長一任と決定いたしました。

それでは、私のほうから指名いたします。

IT会議に、遠山議員、牧浦議員、竹之内議員、富木議員、木内議員、東(ひがし)議員、以上6名を選任いたします。

広報委員に、遠山議員、東(あずま)議員、上村議員、牧浦議員、竹之内議員、康村議員、石丸議員、以上7名を選任いたします。



ただいま選任いたしました委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私のほうに報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時06分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

先ほど選任いたしました常任委員会、議会運営委員会、広報委員会、IT会議の委員長、副委員長を互選していただきましたので、発表いたします。

総務建設委員会委員長、上村議員。副委員長、東（あずま）議員。

文教厚生委員会委員長、竹之内議員。副委員長、服部議員。

議会運営委員会委員長、服部議員。副委員長、竹之内議員。

IT会議キャプテン、東（ひがし）議員。副キャプテン、竹之内議員。

広報委員会委員長、牧浦議員。副委員長、石丸議員。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

常任委員会については、委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から閉会中も継続して審査したいとの申出があります。この申出を日程に追加し、追加日程第21として議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの継続調査の申出を日程に追加し、追加日程第21として議題にすることに決定いたしました。



◎常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第21、常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について、これを議題といたします。

常任委員会については委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から閉会中も調査が終了するまで継続して調査したいとの申出があります。この申出のとおり、所管事項の調査について、閉会中も継続して調査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの申出のとおり、所管事項の調査については、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議席の変更を日程に追加し、追加日程第22として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第22として議題といたします。



### ◎議席の変更について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第22、議席の変更について、これを議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行います。

議長、副議長の役員改選によりまして、1番、康村議員、8番、遠山議員、以上のとおり変更いたします。

なお、本臨時会はただいまお座りの議席のままといたします。次期議会までに事務局のほうで名札の差し替えをお願いいたします。

お諮りいたします。

議員の派遣について日程に追加し、追加日程第23として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてを日程に追加し、追加日程第23として議題といたします。

---

◇

◎議員の派遣について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第23、議員の派遣について、これを議題といたします。

本件については、議会議員が行政分野にわたり、より専門的な知識を習得し、町民福祉の向上に寄与することを目的としています。令和4年度においては、会議規則第73条、第127条及び上牧町議会議員研修及び行政視察の実施に関する要綱第3条に基づき、先進諸都市等、また研修会等に町議会議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、令和4年度に当町議会議員を先進諸都市等の視察及び研修会に派遣することに決定いたしました。

---

◇

◎閉会の宣告

○議長（吉中隆昭） 以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

## ◎町長の挨拶

○町長（今中富夫） 全議案議決、承認を頂きまして、ありがとうございます。また、先ほど、申合せによりまず改選が行われました。当選されました議長、副議長、誠におめでとうございます。また、常任委員会等の委員の改選も併せて行われまして、選任されました各議員の皆さん方、それぞれの委員会ですっきりとご活躍いただきますよう、また委員長、副委員長につきましても、これから後も引き続き、議会活動の推進につきましてご尽力を頂きますよう、重ねてお願いを申し上げます。

今、コロナの問題につきましても、いろいろ報道等で意見が出ております。東京、大阪の都市部では、ゴールデンウィークの関係もあるとは思いますが、4,000人を超える感染者が出ている状況でございます。奈良県につきましては、昨日、178人の感染者が出ております。上牧町は4人でございますか、感染者数。ここ最近の上牧町の感染者数は1桁台で推移をしておりますが、まだもう少ししっかりと様子を見る必要があるのではないのかなと、ゴールデンウィークのこの感染者ももう少し動いていくのではないのかなという懸念をいたしております。昨日、コロナ対策会議を開催いたしまして、まず5月いっぱい、しっかりと様子を見ていこうということで決定をさせていただきました。一部、2000年会館の和室、それと調理室の人数制限、これを若干緩和させていただきました。それと、町バスにつきましても、県外のご使用もこれから認めていこうというような決定もさせていただきました。それ以外については、当面様子を見ながら実施をしていくと。5月いっぱい様子を見て、また6月に入りましたら対策本部会議を開きまして、一定の方向性を示していきたいというふうに考えております。

皆さん方、十分コロナ対策に徹底をしていただいて、これからも元気で議員活動、上牧町の議会活動にもご尽力を頂きますようお願い申し上げます、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） これをもちまして、令和4年第2回上牧町議会臨時会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 2時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 中 隆 昭

署 名 議 員 東 初 子

署 名 議 員 上 村 哲 也